

第5章 各種対策

第5章

第5章 各種対策 1 畜産農家の経営安定対策等

口蹄疫が発生した4月以降9次にわたる補正予算を編成し、口蹄疫の防疫対策とともに、口蹄疫発生により影響を受けた畜産農家の経営安定対策、復興対策等に取り組んだ。

1 1次補正（4月28日専決）

口蹄疫に関する緊急対策に伴う経費として、初動防疫や口蹄疫に係る広報活動に要する経費のほか、経営安定対策として、国産稲わら確保対策、各種資金の債務負担行為（利子補給あり）等に約33億円を措置した。

2 2次補正（5月12日専決）

口蹄疫の発生が拡大し、移動・搬出制限やセリの中止が続く中、影響を受ける畜産農家に対する当面の生活資金としての融資制度の創設や出荷遅延となる家畜を飼養するための簡易畜舎（リース）に対する助成対策に約2億円を措置した。

3 3次補正（5月臨時議会）

発生農家に対し、経営再建を支援するため、家畜伝染病予防法に基づく手当金と殺処分した家畜等の評価額の差額(1/5)に相当する金額を補助する事業に50億円、生産安定緊急対策として、市場等の閉鎖に伴う出荷遅延によって生じる肉用牛の飼料代の増を補てんする事業、出荷遅延となった子牛のセリ価格が口蹄疫発生前の平均価格を下回った場合に差額を助成する事業、出荷遅延となった子牛の購入を助成する事業に15.8億円を措置した。

また、口蹄疫発生地域の畜産農家の経営再建を総合的に支援するチームを設置し、被害農家に対する総合的な指導・支援を行い、被害産地の早期再生を図る事業に1億円を措置した。

これらに、防疫対策に要する経費を含めて、約81億円を措置した。

4 4次補正（6月議会）

ワクチン接種後、6月4日に制定された「口蹄疫対策特別措置法」に基づき殺処分を行った家畜の補てん・補償金や埋却費用等を所有者に交付する事業、国の定めた新たな防疫対策に基づき家畜の早期出荷を行う農家等に対して家畜の種別や月齢等に応じて国の定める額を補助する事業等に約426億円を措置した。

5 5次補正（7月臨時議会）

発生農家の経営再建支援や防疫対策に要する経費の増額を行った。

6 6次補正（9月議会）

口蹄疫対策のためにお寄せいただいた義援金、寄附金等により、口蹄疫からの再生・復興に当たり、畜産再生や環境対策、地域振興など様々な分野において迅速かつタイムリーかつ継続的な取組を実施していくための「口蹄疫復興対策基金」を造成する事業を措置し、30億円の基金を造成した。

また、終息宣言を行い、セリが再開されたことから、復興に向けた支援策として、家畜を失った農家の経営再開を支援するため、農家が導入する子牛を一定期間飼養する中間保有施設の利用促進や、口蹄疫発生以外の農家が児湯地域へ妊娠牛を供給するために繁殖雌牛を保留する場合の助成等の県内農家等に対する子牛保留対策等に約1億2千万円を措置した。

7 7次補正（11月議会）

口蹄疫からの復興のため、県出資の法人が基金を設置し、その運用益を活用して、市町村の実施する復興事業への支援、観光振興、商工業者への支援など、地域の実情に応じた事業を5年間で実施する口蹄疫復興対策運用型ファンド事業を措置した。

8 8次補正（1月臨時議会）

口蹄疫復興対策運用型ファンド事業を実施する一般財団法人宮崎県口蹄疫復興財団の設立に要する経費等を措置した。

また、国の口蹄疫畜産再生基金事業(2/3以内助成)を補完する事業として、移動制限及び搬出制限により、出荷適期を大幅に超えたため、肉質の低下等により販売収入が減少した養豚農家への上乗せ助成や、人工授精業務の一斉停止により影響を受けた乳用牛、肉用牛繁殖雌牛飼養農家への人工授精停止期間中の飼養管理経費のうち1/3相当の助成に係る事業を措置した。

その他、口蹄疫発生に伴い、無家畜地帯となった西都児湯地域において、特定疾病を保有しない家畜の導入等に対する支援措置を講じた。

9 9次補正（2月議会）

県有種畜の早期造成を図るための「種畜再生基金」を造成する事業に15億円を措置した。

■ 経営安定対策

① 融資等

事業名	事業内容	実施主体
畜産経営体生活支援資金	口蹄疫の発生により影響を受ける畜産農家に対する当面の生活資金の融資	市町村
口蹄疫緊急対策資金	被害農家の経営の維持安定等のための融資に係る利子補給	市町村
口蹄疫緊急対策資金債務保証円滑化交付金	被害農家の経営の維持安定等のための融資に係る債務保証に対する助成	畜産協会

② 出荷遅延対策等

事業名	事業内容	実施主体
肉用牛出荷遅延対策事業	国の出荷遅延事業で対象となる子牛に係る費用に対する助成	畜産協会
口蹄疫影響緩和緊急支援事業	出荷遅延牛に係るセリの月平均価格と基準価格の差額に対する助成	畜産協会
家畜緊急保留施設整備支援事業	出荷遅延となる家畜を飼養するための簡易畜舎に対する助成	経済連等
子牛導入促進対策事業	子牛を一定価格以上で購入した購買者(県内外)に対する助成	畜産協会

■ 手当金等

① 疑似患畜

項目	内容	金額	実施主体
家畜伝染病予防法に基づく手当金	家畜の時価評価額に対する補てん	家畜の評価額の4/5	国
経営再建支援補助金	経営再建支援に対する補助	家畜の評価額の1/5相当	県
経営支援互助金	経営支援に対する助成	13～193千円/頭(畜種・月齢等ごと)	畜産協会

② ワクチン接種畜

項目	内容	金額	実施主体
口蹄疫対策特別措置法に基づく補てん金	家畜の時価評価額に対する補てん	家畜の評価額の5/5	県
飼料代等	ワクチン接種日から処分までの飼料代の補てん		県
経営再開互助金	生活支援に対する助成	13～193千円/頭(畜種・月齢等ごと)	畜産協会

■ その他

事業名	事業内容	実施主体
稲わら確保緊急対策事業	国産稲わらを緊急的に確保するための経費に対する助成	J A等
県産稲わら等生産供給体制緊急整備事業	県産稲わら等の収穫・保管等に必要な機械、施設の整備に対する助成	営農集団等
宮崎県早期出荷促進緊急対策事業	適期前出荷を行った家畜の価値の低下分等に対する助成	県
種雄牛緊急避難施設整備事業	種雄牛の緊急避難施設の整備	県

第5章 各種対策 2 その他の対策

口蹄疫による影響は、畜産業以外の産業や県民生活にも及んだことから、食肉の安全・安心確保対策、風評被害対策、商工業者等の経営支援対策、就学支援対策、こころと身体のケア等の対策を実施した。

1 食肉の安全・安心確保対策（福祉保健部）

- (1) と畜場に搬入される牛・豚の生体検査の強化
 - と畜場入口で、搬入される牛・豚に水泡や口腔内の潰瘍等がないかの確認を行った。
- (2) と畜場の衛生確保対策
 - と畜場設置者等に対して輸送用トラックのタイヤ等消毒の徹底を指導した。

2 情報提供・風評被害対策

- (1) 広報活動（県民政策部）
 - 口蹄疫に関する正確な理解の促進及び風評被害の防止のため、各種広報媒体を活用して、口蹄疫に関する情報を県内外に提供した。
 - ・ 県ホームページに「災害・緊急情報」として、口蹄疫関連情報を掲載、適宜更新
 - ・ 県政テレビ番組において、口蹄疫関連情報を適宜放送
 - ・ 民放テレビ2局において、「知事メッセージ」等CMを状況に応じて適時的確に放送
 - ・ 民放ラジオ2局において、「知事メッセージ」等CMを状況に応じて適時的確に放送
 - ・ 新聞6紙において、広告を状況に応じて適時的確に掲載
- (2) 観光・物産関係対策（商工観光労働部）
 - ① 広報活動
 - 県内観光関係団体との連絡会議を開始し、食の安全性等をPRするためのチラシの配布や適切な対応について協力を依頼した。
 - 観光客やアンテナショップ来店者向けのチラシを作成し、ホテル、旅館、飲食店、みやぎ物産館、県外アンテナショップに配布するとともに、県ホームページに掲載した。
 - ② 情報収集
 - 商工3団体等関係団体と連携して風評被害などの情報を収集した。
 - 宿泊予約キャンセル等の影響を把握した。
 - ③ 防疫対策に関する協力依頼
 - 県内外の観光関係団体に対して防疫対策についての協力を依頼した。
 - 県内の公共交通機関各社に対して防疫対策についての協力を依頼した。（※県民政策部）
 - ④ 県内観光関係団体との意見交換
 - 県内観光関係団体に対して支援策等に関する情報を提供するとともに、対応策等について意見交換を実施した。
- (3) 運送関係対策
 - 宮崎ナンバーの事業用トラックの安全性について、県ホームページに掲載した。
 - トラックとバスをラッピングし、宮崎ナンバーの安全性とともに、本県のイメージ回復と復興をPRした。

3 商工業者等の経営支援対策

(1) 相談体制の整備（商工観光労働部、総務部、環境森林部）

① 県相談窓口の設置

- 商工政策課金融対策室及び総務商工センター（日南、都城、延岡の県税・総務事務所内）に経営相談に関する窓口を設置（休日は、商工政策課金融対策室に電話相談窓口を設置）した。
- 各県税・総務事務所において、県税の徴収猶予、納税相談等を実施した。

② 商工団体相談窓口の設置

- 商工3団体等（商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会、各商工会議所、各商工会）に対し相談窓口の設置を要請した。

③ 経営・金融・雇用に関する相談会の実施

- 商工団体、金融機関等と連携し、中小企業向けのワンストップ相談会を開催した。

④ 製材工場等相談窓口の設置

- 畜産向けにおが粉等を供給している製材工場等の経営相談に対応するため、電話相談窓口を山村・木材振興課に設置した。

⑤ おが粉供給受付窓口の設置

- 埋却地へのおが粉供給を円滑に進めるため、日向・児湯地区の製材協同組合等3箇所へ供給受付窓口の設置を要請した。

(2) 経営・金融・雇用対策（商工観光労働部）

① 口蹄疫緊急対策貸付の創設

- 口蹄疫の発生により深刻な影響を受けている中小企業等の経営安定を図るため、県中小企業融資制度の中に口蹄疫緊急対策貸付を創設した。

② 中小企業の金融円滑化についての協力要請

- 銀行協会、信用金庫協会、信用保証協会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫に対して要請した。

③ 国への要望及び国の支援策についての情報提供

- 政府系金融機関による中小企業への資金貸付措置や雇用調整助成金等の特例措置について、関係機関と連携して国に要望した。
- プレミアム商品券の発行支援、中小企業者を支援するファンドの創設支援について国に要望した。
- 上記要望等により国が措置した支援策について、商工団体及び金融機関に随時情報を提供した。

④ 中小企業等の金融・経営支援に関する意見交換会の実施

- 県、宮崎財務事務所、金融機関、商工団体等が一堂に会し、対応策に関する意見交換会を実施した。

⑤ 中小企業に対する影響実態調査の実施

- 口蹄疫の発生地域における中小企業への影響を把握するため、商工3団体と連携して影響実態調査を実施した。

⑥ 中小企業に対する支援チームの設置

- 中小企業からの経営計画策定等に関する相談に迅速かつ的確に対応するため、専門家や経営指導員からなる支援チームを設置し、現地に常駐した。

4 就学支援対策

(1) 奨学金制度による支援（教育委員会）

- 県育英資金緊急採用制度（家計急変世帯に対する支援）について、対象となる学校（高等学校、高等専門学校、専修学校、大学等）に対して生徒・保護者への周知を依頼するとともに、広報番組、県ホームページに掲載した。

(2) 県立学校の生徒に対する支援（教育委員会）

- 学校徴収金等の納入を猶予するなど被害世帯に係る経済的負担の軽減に配慮した対応について、各県立学校に依頼した。

(3) 私立学校の生徒に対する支援（県民政策部）

- 口蹄疫の発生に伴い、私立高等学校の生徒の保護者の収入が激減した場合の支援策となる授業料減免制度について、私立学校に対して生徒・保護者への周知を依頼するとともに、県ホームページに掲載した。

5 消費者対策

(1) 消費生活センターにおける対応（県民政策部）

- センターへの来所者に対して、一般消費者向けに作成された口蹄疫に関するチラシ等を活用して正確な情報を提供した。
- 消費者からの問い合わせに対して、「人に感染することはない」「感染牛の肉が市場に出回ることはない」など、口蹄疫への不安を解消する情報を提供した。

(2) 保健所における対応（福祉保健部）

- 県民の食肉に対する不安解消のための情報を提供した。

6 こころのケア対策（福祉保健部）

(1) 相談窓口での対応

- 市町村と連携して、各保健所及び精神保健福祉センターの相談窓口における畜産関係者、防疫業務従事者等の心身のケアを実施した。

(2) 個別訪問等の実施

- 口蹄疫発生農家等への電話による状況確認、関係市町、保健所の保健師等による個別訪問を実施した。

(3) 健康相談の実施

- 口蹄疫発生地域において、県の医師、看護師等による定期的な健康診断を実施した。

7 埋却地の管理・環境対策

(1) 管理対策（農政水産部）

- 関係市町と協力して、陥没の修理、草刈等を実施した。

(2) 環境対策（環境森林部）

- 関係市町と協力して、埋却地周辺井戸等の水質モニタリング調査を実施した。

8 地域安全対策（警察本部）

(1) 警察安全相談の対応

- 地域住民の安全・安心の確保、不安感の除去等を実施した。

(2) その他の警察活動

- 政府要人等の来県に伴う警護を行った。